

平成二十年十月七日受領  
答弁第四四号

内閣衆質一七〇第四四号

平成二十年十月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政治とカネの問題に係る内閣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政治とカネの問題に係る内閣の認識に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十年九月二十五日の閣議において、麻生内閣総理大臣から各閣僚に対し、政治資金の管理、収支報告等について、特に閣僚は政治資金の透明性を確保するという責任が大きく、一層厳正な管理等が求められることから、厳格に対応するとともに、状況に応じて、自ら説明責任を十分に果たすよう指示しているところである。

二について

いったん政治資金団体に献金されたものが、政党を通じて政治家等に対して配分される場合についてのお尋ねであると考えるが、これは基本的には政党運営に係る問題であると考えており、政党から政治家等に対して支出された場合は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政党の収支報告書に記載され、国民の前に公開されるものであつて、その当否は、国民の判断にゆだねることとされているものである。

三及び四について

お尋ねについては、佐藤勉衆議院議員の政治家としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

五について

政府としては、政治活動に関する寄附の規制については、政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であるため、まずは、各党各会派において御議論いただくべき問題と考えている。